



中華人民共和国医師法

天津市疾病预防控制中心 www.cdctj.com.cn 2021-08-21 19:29 来源：中国政府网

中華人民共和国医師法 (2021年8月20日第十三届全国人民代表大会常务委员会第三十回会議を通過)

目次

- 第一章 総則
- 第二章 審査と登録
- 第三章 開業規則
- 第四章 トレーニングと評価
- 第五章 保障措置
- 第六章 法的責任
- 第七章 附則

第一章 総則

- 第一条** 医師の合法的な權益を保護し、医師診療の規範化や医師チーム構築の強化、人民の健康保護、健康中国建設の推進、人民の健康の保護、健全な中国建設を促進するために本法を制定する。
- 第二条** 本法律でいう医師とは、法に基づき医師資格を取得し、医療衛生機構に登録されている医師及び医師助理（宮本注：助理とはアシスタントの意味）を含む専門医療者を指す。
- 第三条** 医師は、人民至上や生命至上を堅持し、人道主義の精神を発揚し、命の尊重や、救命治療、負傷者治療という崇高なプロフェッショナル精神を継承し、自主的に貢献し、限りない愛を持ち、職業倫理を遵守し、医療規範を遵守し、医療レベルを向上させ疾病の予防と治療、人々の健康を守るという神聖な責任を有する。
医師は法律に基づき診療を行い、法律による保護を受ける。医師の人格尊厳や個人の安全が侵されてはならない。
- 第四条** 国務院衛生健康主管部門は全国における医師の管理活動を担当するものとする。国務院の教育や人力資源社会保障部や国家中医薬管理局などの関連部門は、それぞれの職責範囲内で関連医師の管理工作を担当するものとする。
県級以上の地方人民政府の衛生健康主管部門は、それぞれの行政区域内の医師の管理工作に責任を負う。県級以上の地方人民政府の教育や人力社会保障、中医薬管理などの関連部門は、それぞれの職責の範囲内で関連医師の管理工作に責任を負うものとする。
- 第五条** 毎年8月19日を中国医師の日とする。
医療衛生サービス活動中に顕著な貢献をした医師は、関連国家规定に基づき、表彰、奨励されるものとする。
社会は医師を尊敬せねばならない。各級人民政府は医師を重視し、大切に保護せねばならない。先進的取り組み実績を推進し、業務訓練を強化し、開拓と刷新を支持し、困難の解決を助け、全社会を挙げて医師や医療を尊重する風土の形成を促進せねばならない。
- 第六条** 国は、医師の医療専門職・技術職の設置や評価・任用制度を確立、健全化し、職業倫理や専門的実践力及び勤務成績を重要な条件とし、科学的に評価・任命基準を定めるものとする。
- 第七条** 医師は、法に基づき、医師会などの関連業界団体や専門学術団体を組織することやそこへの参加ができる。医師協会などの関連業界団体は、業界の自律と医師の診療規範化を強化せねばならず、医師の合法的な權益を保護し、衛生健康主管部門やその他関連部門と関連活動の展開に協力するものとする。

第二章 審査と登録

- 第八条** 国は、医師資格試験制度を実践するものとする。
医師資格試験は、診療医師資格試験と診療助理認定試験に分かれる。医師資格試験は省級以上の人民政府にある衛生健康主管部門により企画、実施されるものとする。

医師資格試験の区分と具体的方法は、国務院衛生健康主管部門がこれを制定する。

第九条 医師資格試験は、次のいずれかに該当する者が受験できるものとする：

- (一) 大学の関連医学専攻で学士以上の学位を取得しており、診療医の指導下で、医療衛生機構で1年以上医療専門職の実務に参加している；
- (二) 医学専攻の関連学位を取得しており、助理医師の診療許可を取得後に、医療衛生機構で2年以上勤務していること。

第十条 大学で関連の医学専攻で大卒以上の学位を取得し、医療衛生機構において診療医の指導下で、1年以上医療従事者として従事したものは、診療助理医師の資格試験を受験できるものとする。

第十一条 師匠から伝授を受け伝えることで中医学を3年間学んだ者あるいは長年の医術実践により専門的知識を習得し、県級以上の人民政府衛生主管部門が委託した中医薬専門組織或いは医療衛生機構で試験に合格し、推薦を受けたものは中医学医師資格試験を受験できるものとする。師匠から伝授を受け伝えることで中医学を学んだもの或いは長年の実践を経て、医術が確実に優れており、2名以上の推薦があるものは、省級人民政府の中医薬主管部門が組織する実技と効果を測定することにより合格した後、中医医師資格及び相応の資格証明書を取得することができるものとする。

本条に規定する関連試験や評価方法は、国務院中医学主管部門が策定し、国務院衛生主管部門に報告し審査・公表するものとする。

第十二条 医師資格試験に合格し、診療医師資格又は診療助理医師資格を取得した者には、医師資格証明を交付する。

第十三条 国は医師登録制度を実施する。

医師資格を取得したものは、所在地の県級以上の地方人民政府の衛生健康主管部門に登録を申請できる。医療衛生機構は、機構内の申請者登録手続きを一括して行うことができるものとする。

衛生健康主管部門は、本法律に基づき登録が禁止される場合を除き、申請受領後20営業日以内に登録を許可し、登録情報を国家情報プラットフォームに入力すると同時に医師に診療許可証を発行するものとする。

医師登録をして診療許可証を取得していないものが、医療行為に従事することは禁止する。

医師診療登録管理の具体措置は、国務院衛生健康主管部門が制定するものとする。

第十四条 医師は登録後、医療衛生機構において、登録された地点や分野、範囲に基づき、診療を行え、相応の医療衛生サービスに従事できるものとする。

中医および中西医结合医は、医療機構の中医科や中西医结合課、あるいはその他の臨床科室で登録された診療タイプにおいて診療範囲に応じた診療をできるものとする。

医師は、関連の専門トレーニングと審査に合格すれば、その診療範囲を広げてよい。法律および行政法規に医師が従事する特定範囲の診療活動に従事するための資格および条件に関する規定がある場合、それらの規定が優先するものとする。

試験を受けて医師資格を取得した中医医師は国の関連規定に基づき、

トレーニングと評価に合格すれば、診療活動の中でその他関連専門中医薬技術と方法を採用してもよい。西医医師は、国の関連規定に基づき、トレーニングと審査に合格すれば、診療活動にその専門活動並びに関連中医薬技術や方法を採用してもよいものとする。

第十五条 医師が2つ以上の医療衛生機構で定期的に診療をする場合、一つの医療衛生機構を主とし、国の関連規定に従い関連手続きを経なければならない。国は、医師が郷鎮衛生院や村衛生室、社区衛生サービスセンターなどを含む県級以下の医療衛生機構を定期的に訪れ、医療衛生サービスを提供するよう奨励しており、主となる診療機構が彼らへの支援及び利便性を供与するものとする。

衛生健康主管部門や医療衛生機構は、関連医師の管理監督を強化し、その診療行為を規範化し、医療衛生サービスの品質を保証せねばならない。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を行えないものとする。

- (一) 民事の行為能力がない、または行為能力が制限されているもの；
- (二) 刑事罰を受け、その執行から2年に満たないもの、または法律により医師業に従事することが禁止されている期間を満たしていないもの；
- (三) 医師の医師免許を取り消されてから2年に満たないもの；
- (四) 医師の定期試験に不合格となり遺影免許を取り消されて1年に満たないもの；
- (五) 法律や行政法規の規定により、医療衛生サービスへの従事が禁じられているもの；

申請を受理した衛生健康主管部門が登録を拒否した場合、申請受理日から起算して**20** 営業日以内に申請者及びその所在医療衛生機構に書面にて理由を説明するものとする

第十七条 医師登録後、次の各号のいずれかに該当する場合、登録を抹消し、医師免許を廃棄するものとする。

- (一) 死亡した場合；
- (二) 刑事罰を受けた場合；
- (三) 医師の診療許可証を取り消された者；
- (四) 定期試験で不合格となり、診療活動の一時停止期間が切れ、再試験に不合格となったもの
- (五) 医師活動を**2**年間の停止とされているもの；
- (六) 法律や行政法規により医療衛生サービスへの従事が禁止されているものまたは登録抹消手続きが必要と定められたもの。

前項に規定する事情がある場合、医師が所在する医療衛生機構は、**30** 日以内に登録を承認した衛生健康主管部門に報告しなければならない； 衛生健康主管部門が職権により医師に前項規定の状況にあることを発見した場合、登録を承認した衛生健康主管部門に速やかに報告せねばならない。登録を承認した衛生健康主管部門は、直ちに登録を抹消し、医師の診療許可証を廃止するものとする。

第十八条 医師が、診療場所や診療分野、診療範囲などの登録事項を変更する場合、本法規定に従い、登録を承認した衛生健康主管部門で登録変更手続きを行うものとする。

以下の業務に従事する医師は、登録の変更手続きを行う必要はないものとする；

- (一) 規範化トレーニングや、より高度な教育、対口支援(省外の医療機関への支援を意味します)、会診(数人の医師が共同で難病の診断にあたること)、突発事件への医療支援、慈善活動またはその他の公的福祉医療に参加したもの；
- (二) 国家任務に参加したもの或いは政府が主催する重要な活動に参加したもの；
- (三) 医療コンソーシアム内の医療機構で診療したもの。

第十九条 **2**年以上の診療活動を休止した場合、または本法規定の登録を禁止する事情が解消した場合、医師が診療再開申請をした場合、県級以上の人民政府衛生健康主管部門あるいはその委託を受けた医療衛生機構や業界団体の試験に合格した場合に再登録が必要となる。

第二十条 個人で診療を行う医師は、法律に基づき審査許可あるいは審査批准(主管部門へ報告し記録に載せること)手続きを経なければならない。

個人で医療行為を行う開業医は、医療衛生機構で**5**年間の勤務が必要となる；が、本法第十一条第**2**項の規定により中医の医師資格を取得したものは、評価内容に応じて診療登録をした後、登録された診療範囲内で個人的な治療を行えるものとする。

県級以上の地方人民政府の衛生健康主管部門は、自営開業医に対し、関連国家規定に基づき、監督検査を実施しなければならない、この法律に定める登録を取り消さなければならない事情が判明した場合には、速やかに登録を抹消し、医師の医師免許を廃するものとする。

第二十一条 県級以上の地方人民政府の衛生健康主管部門は、登録および登録解除が許可されたものの名簿を速やかに発表するものとし、省人民政府の衛生健康主管部門がそれを取りまとめて、国务院衛生健康部門に届け出るとともに、規定に基づきウェブサイトを通じて医師登録情報照会サービスを提供するものとする。

第三章 開業規則

第二十二条 医師は診療活動中、以下の権利を享受するものとする；

- (一) 登録された診療範囲内で、関連規範に従い医療診断や疾病調査、医学的処置、関連する医療証明書発行、合理的な医療や予防、健康管理計画の選択；
- (二) 労働報酬を受け、国家が定める福利厚生を享受、規定に従った社会保険への加入、相応の給付を享受すること；
- (三) 国家規定に合致する基本的職業条件と職業用防護具の入手；
- (四) 医学教育や研究、学術交流への従事；
- (五) 専門的なトレーニングへの参加、医学教育の継続的学習；
- (六) 所在する医療衛生機構と衛生健康主管部門の活動に対する意見や提案の提出、法律に基づく所在機構の民主的管理に参画すること；
- (七) その他法律や法規法令に定められた権利。

第二十三条 医師は、診療活動において以下の義務を履行するものとする；

- (一) プロ意識を確立し、職業倫理を順守し、医師の職務を遂行し、精一杯職責を尽くして患者を治療し、感染症の予防管理などの公衆衛生対策を実施すること；
- (二) 臨床診断・治療ガイドラインに従い、臨床技術の運用規範と医学倫理規範を順守すること；
- (三) 患者を尊重、配慮、愛護し、患者のプライバシーと個人情報依法に基づき保護すること；
- (四) 業務研鑽に努め、知識を更新し、医学的専門技術能力とレベルを向上し、医療衛生サービス品質を向上させること；
- (五) 地位にふさわしい健康科学知識の普及・啓発をし、患者及び国民に対する健康教育・保健指導を行うこと；
- (六) その他法律や法規、規定に定められた義務。

第二十四条 医師は、医療や予防、保険措置を実施し、関連の医療証明文書に署名する場合、必ず自身で診察、調査を行い、規定に基づき病歴などの医療文書に記入するものとし、隠蔽や偽造、改竄をしてはならず、また、許可なく医療記録、その他の医療文書および関連データを勝手に破棄してはならない。

医師は、虚偽の医療証明書類及び自らの診療範囲と無関係な、或いは許可されている診療の種類にそぐわない医療証明書類を発行してはならない。

第二十五条 医師は、診療の中において病状や医療措置およびその他関連必要告知事項を患者に説明せねばならない。手術や特殊検査、特殊な治療が必要な場合、医師は医療リスクや代替医療方案等について適時具体的に説明し、明確な同意を得なければならず；患者に対する説明が不可能または不適切な場合、患者の近親者に説明し、明確な同意を得ねばならない。

第二十六条 医師が、医薬品や医療機器臨床試験、およびその他の医療臨床研究を実施する場合、国の関連規定を遵守しなければならず、医療倫理規範を遵守し、法に基づき倫理審査を経、書面によるインフォームド・コンセントを取得せねばならない。

第二十七条 医師は、緊急治療を必要とする患者に対し、緊急措置を講じて治療するものとし、救急治療要請を拒んではならない。

生命の危険がある患者救出等の緊急事態において患者又はその近親者の意見が得られない場合、医療機関の責任者又は権限を有する責任者の承認を得ることで、対応する医療措置を直ちに講じることが可能となる。

国は、医師が公共交通機関などの公共施設での救急サービスへの積極的参加を奨励しており；医師が自発的に救急治療により患者に損害を与えた場合には、民事責任を負わないものとする。

第二十八条 医師は、法律に従って承認または受理された医薬品や消毒薬、医療機器を使用し、合法かつ規定に合致した科学的な診療方法を採用しなければならない。

規定に基づく診療を除き、麻酔薬や医療用毒薬、抗精神剤、放射性薬物などを使用してはならない。

。医疗机构应当建立管理制度，对医师处方、用药医嘱的适宜性进行审核，严格规范医师用药行为。

第二十九条 医師は、安全で有効且つ経済的に合理的な薬物の使用原則を遵守し、医薬品の臨床応用ガイドラインに従い、臨床診療ガイドラインと医薬品添付文書などに沿った合理的な使用をせねばならない。

有効な或いはよりよい治療手段がないなどの特殊状況がある場合、医師は患者の明確なインフォームド・コンセントを得たうえで、医薬品の説明書には指定されていないが、科学的根拠に基づいた薬剤使用法を使用して治療を行えるものとする。医療機構は管理体制を確立し、医師の処方箋や服薬指示が適切か否かを審査し、医師の処方行為を厳格に規範化せねばならない。

第三十条 診察医は、国の関連規定に基づき、所在している医療衛生機構の同意を経てインターネットなどの情報技術を通じ、一部の常見される病気や慢性疾患のフォローアップ相談など適切な医療衛生サービスを行えるものとする。国は、医療衛生機構間でインターネットなどの情報技術を用いた遠隔医療協力を支持するものである。

第三十一条 医師は、その地位を利用して、強要や違法な財物收受など、不当な利益を求めてはならず；患者に不必要な検査や治療を行ってはならない。

第三十二条 自然災害や事故、公衆衛生事件および社会安全事件など、人民の生命と健康を重大に脅かす突発事件に遭遇時、県級以上の人民政府衛生健康主管部門は、必要に応じて衛生応急処置と救急医療に参加する医師を組織するものとし、医師はこの移動配置に従うものとする。

第三十三条 医師は、診療活動中に次のいずれかの状況が発生した場合、関連規定に基づき、勤務する医療衛生機構か関連部門や機構に速やかに報告するものとする。

- (一) 感染症や原因不明の突発性疾患あるいは健康異常事件を発見した時；
- (二) 医療事故が発生、又は発覚した場合；
- (三) 医薬品や医療機器に関連する副作用或いは有害事象を発見したとき；
- (四) 偽薬や粗悪な医薬品を発見した時；
- (五) 患者に傷害事件或いは異常死の疑いを認めた時；
- (六) その他法律や法規法令で定められた状況のある場合。

第三十四条 診療助理医師は、医療衛生機構診療医の指導下で、登録された診療種別や診療範囲内で診療せねばならない。

郷や（少数民族の）民族郷、鎮や村の医療衛生機構および困難な僻地にある県級医療衛生機構で診療をする診療医助理は、医療衛生サービスの状況と彼ら自身の実体験に基づき独立的に一般の診療活動に従事することができる。

第三十五条 臨床教育実習に参加する医学生およびまだ医師免許未取得者で、医療衛生機構で医療専門職実習に参加している医学部卒業生は、勤務医の監督・指導下で臨床診療活動に参加しなければならない。医療衛生機構は、関連医学生や医学部卒業生の臨床診療活動に必要な条件を提供せねばならない。

第三十六条 関連業界団体や医療衛生機構、医科大学は、医師の倫理と実践に関する教育を強化しなければならない。

医療衛生機構は、医師の職責や内部監督、苦情処理などの制度を整備・改善し、医師の管理強化を図らねばならない。

第四章 トレーニングと評価

第三十七条 国は医師の研修プランを制定し、業界の特性と社会的ニーズに適応した医師育成と需給バランスのメカニズムを確立し、各種医療人材ニーズを調整し、全科（総合科の様なものです）や小児科、精神科、老年医学など喫緊に必要とされる専門家人材を育成するものとする。

国は医・教連携を強化し、医学部教育の改善や卒業後の教育やその後の継続教育システムを改善するための措置を講じねばならない。

国は、多種のルートを通じ全科医師に重点を当てて末端医療衛生人材の育成と人材配置を強化するものとする。

国は措置を講じて、中医学と西洋医学の相互学習のための教育システムを改善し、中医学と西洋医学を結合した高度人材を育成し、中西医一体のサービスを提供できる全科医師を育成するものとする。

第三十八条 国は、標準化された研修医の研修制度を確立、改善し、臨床教育に対するインセンティブメカニズムを改善し、研修中の研修医の待遇を確保し、厳格な研修プロセス管理と卒業審査を実施するものとする。

国は、専門医の規範化トレーニング制度を確立、改善することで絶えず臨床医師の専門診療レベル向上を図る。

第三十九条 県級以上の人民政府の衛生健康主管部門およびその他関連部門は、医師の研修計画を策定し、さまざまな形式で医師に対する段階的かつ分類された研修を実施し、医師が継続的に医学教育を受けられるよう条件を提供しなければならない。

県級以上の人民政府は、有力な措置を講じ、末端地区や発展途上地区と民族地区の医療衛生スタッフが継続的に医学教育を受けられるようにせねばならない。

第四十条 医療保健機構は人的リソースを合理的に配置し、規定と計画に基づき機構内の医師たちが継続的な医学教育を受けられるようにせねばならない。

県級以上の人民政府の衛生健康主管部門は、計画的に県級以上の医療衛生機構を組織・調整し、郷鎮衛生院や村衛生室、社区卫生サービスセンターなどの末端医療衛生機構の医療衛生スタッフに対する研修を実施し、医療専門家および技術的能力やレベルを向上させるものとする。関連業界団体は、医師が医学教育を継続して受けられるようにサービスを提供し、条件を整え、継続的な医学教育の組織・管理を強化せねばならない。

第四十一条 国は、年間の医療専門家募集計画および教育訓練計画において、対象を絞ったトレーニングや受託研修について一定割合を審査で承認し、末端および困難な遠隔地における医師チームの構築を強化するものとする。

関連部門や医療衛生機構は、対象を絞ったトレーニングや委託研修を受講者と契約（協議書）を交わし、関連する待遇や勤務年数、契約違反責任などを定め、当該職員は協議で定められた義務を履行するものとする。県級以上の人民政府の関連部門は、契約の履行管理を強化する措置を講じなければならない。契約の各当事者が契約に違反した場合、契約違反の責任を負わねばならない。

第四十二条 国は、医師の定期審査制度を実施するものとする。

県級以上の人民政府衛生健康主管部門またはその委託を受けた医療衛生機構、業界団体は、医師の診療基準に基づき、医師の診療レベルや勤務成績および職業倫理の状況を3年ごとに審査せねばならない。長期間にわたる診療経験をもつ医師や不正行為の記録がない医師の場合、審査プロセスを簡素化できるものとする。

委託された機構または組織は、医師の審査結果を認可登録申請をした衛生健康主管部門に報告せねばならない。

県級以上の人民政府の衛生健康主管部門は、審査不合格となった医師に対し、3か月から6か月の間、診療活動を停止させるとともに、関連専門研修を受けさせるものとする。活動停止期間満了後に再度審査が実施され、合格者には診療の継続が認められるものとする。

第四十三条 省級以上の人民政府の衛生健康主管部門は医師の審査活動を指導、検査、監督する責任を負うものとする。

第五章 保障措置

第四十四条 国は、医師の専門的特性と技術的労働価値を反映した人事や給与、専門職名、報酬制度を確立し、改善する。

感染症の予防と治療や放射線医学、メンタルヘルス活動及びその他特殊な職位に従事する医師に対して、国の関連規定に基づき適切な特別手当が与えられるものとする。

手当の基準は定期的に調整されねばならない。

末端（の医療施設）や困難な僻地で働く医師は、国の関連規定に基づき手当や補助金政策を享受するとともに、専門職としての評価やキャリア開発、教育訓練、表彰などの面で優遇されるものとする。

第四十五条 国は、疾病予防管理人材チームの構築を強化し、現代の疾病予防管理システムに適応した医師の育成と活用のメカニズムを確立するものとする。

疾病予防管理機構や二級以上の医療機構および郷鎮衛生院や社区卫生サービスセンターなどの末端医療衛生機構は、人々の疾病や危険因子のモニタリング、リスクの評価と判断、監視と早期アラート、疫学調査、予防接種プログラムの管理、労働衛生管理などの公衆衛生業務に従事する一定数の公衆衛生医師を配置せねばならない。医療機関は管理体制の確立・改善を図り、院内感染の予防管理措置を徹底せねばならない。

国は、公衆衛生と臨床医学を結合した人材育成メカニズムを確立し、各種ルートを通じて臨床医に疾病の予防管理や突発公衆衛生事件への対応などに関する研修を提供し、公衆衛生医師に臨床医療専門家研修を提供、医療と予防の統合と中医学と西洋医学協同での予防と治療体制のメカニズムを改善する。

第四十六条 国は、措置を講じて都市部と農村部のリソースを調整し、末端医療衛生チームとサービス力の強化をすることで、農村の医療衛生スタッフに県から農村までの上下一貫した形でのキャリア開発メカニズムを確立することで、県が管理し郷が使う、郷が招聘し村が使うなどの方式を通じて郷村の医療衛生人員を県・都市の衛生人員管理に組み込む。

副高級技術職の称号に昇進する診療医は、県級以下或いは対口支援をしている医療衛生機構での医療衛生サービスの経歴を有さねばならず；副高級技術職称号に昇進した後は、県級以下或いは対口支援をしている医療衛生機構で医療衛生サービスを提供し1年以上のサービスを提供したものは、同等条件下で、優先的に正規高級技術職を名乗ることができるものとする。

国は、診療医師資格または診療医師助理資格を取得した者が法に基づき村の医療衛生機構を開設または村医療衛生機構で医療衛生サービスの提供を奨励する措置を講じている。

第四十七条 国は、村の医療衛生機構で村民に予防や保健、一般医療サービスを提供する郷村医師に対し、医学教育を通じた医療専門資格取得を奨励し；法に基づく医師資格取得のため、条件に合致している郷村医師の資格試験受験を奨励している。

国は、情報化やIT化手段により郷村医師の医学技術や医療レベルの向上を支援、郷村医師のサービス収入の多チャネル補助メカニズムや養老年金などの政策をさらに改善するよう措置

を講じる。

農村医師の具体的管理方法は国务院がこれを制定する。

第四十八条 医師が次のいずれかに該当する場合、国の関連規定に基づき表彰や報奨が与えられるものとする：

- (一) 診療活動における医の倫理が高潔であり、事績が突出して優れている；
- (二) 医学研究や教育において先駆的かつ革新的であり、医学の専門知識に大きく貢献するような大進歩を遂げ、顕著な貢献をしている；
- (三) 突発事件遭遇時に、予防や早期警戒、救命、負傷者の治療などの活動において突出した実績が認められる；
- (四) 長期間にわたり、困難な僻地にある県級以下の医療衛生機構で非常に努力している；
- (五) 疾病の予防管理や健康増進に顕著な貢献をしている；
- (六) 法律や法規法令で定める場合。

第四十九条 県級以上の人民政府及びその関連部門は、医療紛争の予防と処理活動を社会治安総合管理体系に組み入れ、医療衛生機構及び周辺地域の治安の総合管理を強化せねばならず、医療衛生機構の良好な診療環境を維持し、医療関連の違法な犯罪行為を法律に基づき効果的に防止し、取り締まり、医師と患者双方の正当な権益を保護する。

医療衛生機構は、安全・防衛措置を改善し、良好な医療秩序を維持し、医療紛争を適時に主体的に解決し、医師の診療の安全を確保せねばならない。

いかなる組織または個人も、医師の方に基づく診療を妨害し、医師の正常な活動や生活を妨害することは禁じられており；侮辱や誹謗、脅迫、殴打などにより医師の尊厳や安全を侵害することは禁止されるものとする。

第五十条 医療衛生機構は医師に職業の安全と衛生防護用品を提供するほか、効果的な衛生防護と医療保険措置を講じるものとする。

医師が職業活動中に事故で負傷した場合、或いは有毒または有害な要因にさらされたために発症または死亡した場合、関連の法律や行政法規に基づき、労働災害保険が給付されるものとする。

第五十一条 医療衛生機構は、医師の勤務時間を合理的に調整し、有給休暇制度を導入し、定期的な健康診断を実施するものとする。

第五十二条 国は、医療リスク共有メカニズムを確立し、改善するものとする。医療機構は、医療責任保険或いは医療リスク基金に加入せねばならず、患者の医療傷害保険への加入を奨励するものとする。

第五十三条 報道機関は、医療衛生の法律や法規および医療衛生知識の公益性を宣伝し、医師の先進的事績を発揚し、医師を尊重し、医療と健康のリスクに合理的に対処するよう国民を指導せねばならない。

第六章 法的責任

第五十四条 医師資格試験中に試験規律違反行為があり、その状況が悪質な場合、1年から3年間以内の医師資格試験受験が禁止されるものとする。

不正な手段で医師資格証明書または医師診療証明書を取得した者は、証明書を発行した衛生健康主管部により証明書が取り消され、3年の間、当該申請は受理されないものとする。

医師の開業証明書を偽造や変造、売買、賃貸、リースした場合、県級以上の人民政府衛生健康主管部門は、是正を命じ、不法所得を没収し、不法所得の2倍以上5倍以下の罰金を科すが、不法所得が1万元の場合は1万元として計算されるものとし；状況が悪質な場合、医師の診療証明書が取り消されるものとする。

第五十五条 医師が本法の規定に違反し、診療活動中に次の行為を行った場合、県級以上の人民政府衛生健康主管部門は是正を命じ、警告を与えるものとし；状況が悪質な場合、医師は6か月以上1年以下の診療活動停止を命じられる、または医師の診療証明書を取り消される：

- (一) 医療衛生サービスの提供中或いは医学臨床研究に際して、規定に基づく告知義務を履行しない、或いはインフォームド・コンセントの取得を怠った場合；
- (二) 緊急治療が必要な患者に対する救急処置を拒否した、無責任に診療を遅延させた場合；
- (三) 自然災害や事故災害、公衆衛生事件、社会保障上の事件など他人々の生命と健康を深刻に脅かす緊急事態が発生した場合に、衛生健康主管部門の出動要請を拒否した場合；
- (四) 規定に基づく報告を怠った場合；

- (五) 法律や法規、法令あるいは診療規範に違反し、医療事故やその他の重大な結果を引き起こす行為をした場合。

第五十六条 本法の規定に違反して、医師が診療活動中に次のいずれかの行為を行った場合、県級以上の人民政府衛生健康主管部門は是正を命じ、警告を与え、不法所得を没収し、**1**万元以上**3**万元以下の罰金を科すものとする；違反状況が悪質な場合、**6**か月以上**1**年以下の診療活動の停止を命じられる、または医師の診療許可証が取り消される場合がある：

- (一) 患者のプライバシーまたは個人情報をリークした場合；
(二) 虚偽の医療証明書類を発行したり、医師自身が診察や調査を行わずに、診断や治療、疫学などの証明書類あるいは出産や死亡などの証明書に署名したりした場合；
(三) 病歴などの医療文書および関連データを許可なく隠蔽、偽造、改ざん、または破棄した場合；
(四) 規定に基づかずに麻薬や医療用毒、向精神薬、放射性薬物等を使用した場合；
(五) その立場を利用し、ゆすりや不法な財物の受領或いはその他不当な利益を要求する、或いは診療規範に反して患者に不必要な検査や治療を行い悪い結果を生じた場合；
(六) 禁止されている医療技術を臨床に応用した場合。

第五十七条 医師が、本法の規定に違反し、登録された診療地点や診療分野、診療範囲以外の診療をした場合、県級以上の人民政府の衛生健康主管部門または中医薬主管部門は是正を命じ、警告を与え、違法な所得を没収し、**1**万元以上**3**万元以下の罰金を科すものとする；違反が悪質な場合、**6**か月以上**1**年以下の医師診療活動の停止を命じられ、医師の診療免許を取り消されるものとする。

第五十八条 医師の職業倫理および医の倫理規範に重大な違反を犯し、社会に悪影響を及ぼした者は、省級以上の人民政府の衛生健康主管部門により医師の診療許可証の取り消し或いは違法行為の停止を命じられ、**5**年から生涯にわたり終身の医療衛生サービス或いは医学臨床研究への従事を禁じられるものとする。

第五十九条 医師以外のものが本法律の規定に違反して医療行為を行った場合、県級以上の人民政府衛生健康主管部門は、違法診療を停止するよう命じ、その違法所得や薬物、医療機器を没収し、違法所得の**2**倍以上**10**倍以下の罰金を科すものとする。違法所得が**1**万元未満の場合は**1**万元として計算するものとする。

第六十条 本法律の規定に違反し、法律に基づく医師の診療を妨げ、医師の正常な活動や生活を妨害する、侮辱や誹謗、脅迫、殴打などによる医師の人格尊厳や安全を犯すことは、治安管理条例への違反とされ、法に基づき治安管理条例で罰せられるものとする。

第六十一条 医療衛生機構が本法の規定に違反し、報告義務を怠り、重大な結果をもたらした場合、県級以上の人民政府衛生健康主管部門は警告を与え、直接責任を負う主管人員およびその他の直接責任者に対し法律に基づく処分を課すものとする。

第六十二条 本法律の規定に違反し、衛生健康主管部門およびその他の関連部門の職員、あるいは医療衛生機構の職員が詐欺をはたらく、職権乱用や職務怠慢、私利に走り不正をはたらいたものは法に基づき処罰されるものとする。

第六十三条 本法律の規定に違反し、犯罪を構成した者は、法に基づき刑事責任を追究され；人身または財産に損害を与えた者は、法に基づき民事責任を負うものとする。

第七章 附則

第六十四条 国は、中等専門学校等を卒業して医師の資格を有する者が、さらに高度な学歴教育を受けるなどの方法により医療技術の能力及びレベルの向上を図るための措置を講ずる。

本法律施行前及び本法律施行後の一定期間内に中等専門学校の専門学歴を取得した者は、医師資格試験を受験できるものとする。具体的な対策は、國務院の衛生健康主管部門が教育や中医薬など國務院の関連部門と連携して策定するものとする。

第六十五条 中国人民解放軍および中国人民武装警察が本法を実施するための具体的な措置は、國務院および中央軍事委員会が本法に基づき制定するものとする。

第六十六条 海外職員の医師資格試験への参加や登録申請、医療実践、臨床教育、臨床研究、臨床学術交流等の活動の具体的管理方法は、國務院衛生健康主管部門が制定するものとする。

第六十七条 本法律は**2022**年**3**月**1**日より施行するものとする。《中華人民共和國執業醫師法》は同時にこれを廃止するものとする。

Medical Practitioners' Act of the People's Republic of China

Tianjin CDC www.cdctj.com.cn 2021-08-21 19:29 Source: Chinese Government Website

Miyamoto's note: As for this article, we put Japanese translation only.

以下是中国語原文

中华人民共和国医师法

天津市疾病预防控制中心 www.cdctj.com.cn 2021-08-21 19:29 来源：中国政府网

中华人民共和国医师法

(2021年8月20日第十三届全国人民代表大会常务委员会第三十次会议通过)

目录

- 第一章 总则
第二章 考试和注册
第三章 执业规则
第四章 培训和考核
第五章 保障措施
第六章 法律责任
第七章 附则

第一章 总则

第一条 为了保障医师合法权益，规范医师执业行为，加强医师队伍建设，保护人民健康，推进健康中国建设，制定本法。

第二条 本法所称医师，是指依法取得医师资格，经注册在医疗卫生机构中执业的专业医务人员，包括执业医师和执业助理医师。

第三条 医师应当坚持人民至上、生命至上，发扬人道主义精神，弘扬敬佑生命、救死扶伤、甘于奉献、大爱无疆的崇高职业精神，恪守职业道德，遵守执业规范，提高执业水平，履行防病治病、保护人民健康的神圣职责。

医师依法执业，受法律保护。医师的人格尊严、人身安全不受侵犯。

第四条 国务院卫生健康主管部门负责全国的医师管理工作。国务院教育、人力资源社会保障、中医药等有关部门在各自职责范围内负责有关的医师管理工作。

县级以上地方人民政府卫生健康主管部门负责本行政区域内的医师管理工作。县级以上地方人民政府教育、人力资源社会保障、中医药等有关部门在各自职责范围内负责有关的医师管理工作。

第五条 每年8月19日为中国医师节。

对在医疗卫生服务工作中做出突出贡献的医师，按照国家有关规定给予表彰、奖励。

全社会应当尊重医师。各级人民政府应当关心爱护医师，弘扬先进事迹，加强业务培训，支持开拓创新，帮助解决困难，推动在全社会广泛形成尊医重卫的良好氛围。

第六条 国家建立健全医师医学专业技术职称设置、评定和岗位聘任制度，将职业道德、专业实践能力和工作业绩作为重要条件，科学设置有关评定、聘任标准。

第七条 医师可以依法组织和参加医师协会等有关行业组织、专业学术团体。

医师协会等有关行业组织应当加强行业自律和医师执业规范，维护医师合法权益，协助卫生健康主管部门和其他有关部门开展相关工作。

第二章 考试和注册

第八条 国家实行医师资格考试制度。

医师资格考试分为执业医师资格考试和执业助理医师资格考试。医师资格考试由省级以上人民政府卫生健康主管部门组织实施。

医师资格考试的类别和具体办法，由国务院卫生健康主管部门制定。

第九条 具有下列条件之一的，可以参加执业医师资格考试：

(一) 具有高等学校相关医学专业本科以上学历，在执业医师指导下，在医疗卫生机构中参加医学专业工作实践满一年；

(二) 具有高等学校相关医学专业专科学历，取得执业助理医师执业证书后，在医疗卫生机构中执业满二年。

第十条 具有高等学校相关医学专业专科以上学历，在执业医师指导下，在医疗卫生机构中参加医学专业工作实践满一年的，可以参加执业助理医师资格考试。

第十一条 以师承方式学习中医满三年，或者经多年实践医术确有专长的，经县级以上人民政府卫生健康主管部门委托的中医药专业组织或者医疗卫生机构考核合格并推荐，可以参加中医医师资格考试。

以师承方式学习中医或者经多年实践，医术确有专长的，由至少二名中医医师推荐，经省级人民政府中医药主管部门组织实践技能和效果考核合格后，即可取得中医医师资格及相应的资格证书。

本条规定的相关考试、考核办法，由国务院中医药主管部门拟订，报国务院卫生健康主管部门审核、发布。

第十二条 医师资格考试成绩合格，取得执业医师资格或者执业助理医师资格，发给医师资格证书。

第十三条 国家实行医师执业注册制度。

取得医师资格的，可以向所在地县级以上地方人民政府卫生健康主管部门申请注册。医疗卫生机构可以为本机构中的申请人集体办理注册手续。

除有本法规定不予注册的情形外，卫生健康主管部门应当自受理申请之日起二十个工作日内准予注册，将注册信息录入国家信息平台，并发给医师执业证书。

未注册取得医师执业证书，不得从事医师执业活动。

医师执业注册管理的具体办法，由国务院卫生健康主管部门制定。

第十四条 医师经注册后，可以在医疗卫生机构中按照注册的执业地点、执业类别、执业范围执业，从事相应的医疗卫生服务。

中医、中西医结合医师可以在医疗机构中的中医科、中西医结合科或者其他临床科室按照注册的执业类别、执业范围执业。

医师经相关专业培训和考核合格，可以增加执业范围。法律、行政法规对医师从事特定范围执业活动的资质条件有规定的，从其规定。

经考试取得医师资格的中医医师按照国家有关规定，经培训和考核合格，在执业活动中可以采用与其专业相关的西医药技术方法。西医医师按照国家有关规定，经培训和考核合格，在执业活动中可以采用与其专业相关的中医药技术方法。

第十五条 医师在二个以上医疗卫生机构定期执业的，应当以一个医疗卫生机构为主，并按照国家有关规定办理相关手续。国家鼓励医师定期定点到县级以下医疗卫生机构，包括乡镇卫生院、村卫生室、社区卫生服务中心等，提供医疗卫生服务，主执业机构应当支持并提供便利。

卫生健康主管部门、医疗卫生机构应当加强对有关医师的监督管理，规范其执业行为，保证医疗卫生服务质量。

第十六条 有下列情形之一的，不予注册：

- (一) 无民事行为能力或者限制民事行为能力；
- (二) 受刑事处罚，刑罚执行完毕不满二年或者被依法禁止从事医师职业的期限未满；
- (三) 被吊销医师执业证书不满二年；
- (四) 因医师定期考核不合格被注销注册不满一年；
- (五) 法律、行政法规规定不得从事医疗卫生服务的其他情形。

受理申请的卫生健康主管部门对不予注册的，应当自受理申请之日起二十个工作日内书面通知申请人和其所在医疗卫生机构，并说明理由。

第十七条 医师注册后有下列情形之一的，注销注册，废止医师执业证书：

- (一) 死亡；
- (二) 受刑事处罚；
- (三) 被吊销医师执业证书；
- (四) 医师定期考核不合格，暂停执业活动期满，再次考核仍不合格；
- (五) 中止医师执业活动满二年；
- (六) 法律、行政法规规定不得从事医疗卫生服务或者应当办理注销手续的其他情形。

有前款规定情形的，医师所在医疗卫生机构应当在三十日内报告准予注册的卫生健康主管部门；卫生健康主管部门依职权发现医师有前款规定情形的，应当及时通报准予注册的卫生健康主管部门。准予注册的卫生健康主管部门应当及时注销注册，废止医师执业证书。

第十八条 医师变更执业地点、执业类别、执业范围等注册事项的，应当依照本法规定到准予注册的卫生健康主管部门办理变更注册手续。

医师从事下列活动的，可以不办理相关变更注册手续：

- (一) 参加规范化培训、进修、对口支援、会诊、突发事件医疗救援、慈善或者其他公益性医疗、义诊；
- (二) 承担国家任务或者参加政府组织的重要活动等；
- (三) 在医疗联合体内的医疗机构中执业。

第十九条 中止医师执业活动二年以上或者本法规定不予注册的情形消失，申请重新执业的，应当由县级以上人民政府卫生健康主管部门或者其委托的医疗卫生机构、行业组织考核合格，并依照本法规定重新注册。

第二十条 医师个体行医应当依法办理审批或者备案手续。

执业医师个体行医，须经注册后在医疗卫生机构中执业满五年；但是，依照本法第十一条第二款规定取得中医医师资格的人员，按照考核内容进行执业注册后，即可在注册的执业范围内个体行医。

县级以上地方人民政府卫生健康主管部门对个体行医的医师，应当按照国家有关规定实施监督检查，发现有本法规定注销注册的情形的，应当及时注销注册，废止医师执业证书。

第二十一条 县级以上地方人民政府卫生健康主管部门应当将准予注册和注销注册的人员名单及时予以公告，由省级人民政府卫生健康主管部门汇总，报国务院卫生健康主管部门备案，并按照规定通过网站提供医师注册信息查询服务。

第三章 执业规则

第二十二条 医师在执业活动中享有下列权利：

- (一) 在注册的执业范围内，按照有关规范进行医学诊查、疾病调查、医学处置、出具相应的医学证明文件，选择合理的医疗、预防、保健方案；
- (二) 获取劳动报酬，享受国家规定的福利待遇，按照规定参加社会保险并享受相应待遇；
- (三) 获得符合国家规定标准的执业基本条件和职业防护装备；
- (四) 从事医学教育、研究、学术交流；
- (五) 参加专业培训，接受继续医学教育；
- (六) 对所在医疗卫生机构和卫生健康主管部门的工作提出意见和建议，依法参与所在机构的民主管理；
- (七) 法律、法规规定的其他权利。

第二十三条 医师在执业活动中履行下列义务：

- (一) 树立敬业精神，恪守职业道德，履行医师职责，尽职尽责救治患者，执行疫情防控等公共卫生措施；
- (二) 遵循临床诊疗指南，遵守临床技术操作规范和医学伦理规范等；
- (三) 尊重、关心、爱护患者，依法保护患者隐私和个人信息；
- (四) 努力钻研业务，更新知识，提高医学专业技术能力和水平，提升医疗卫生服务质量；
- (五) 宣传推广与岗位相适应的健康科普知识，对患者及公众进行健康教育和健康指导；
- (六) 法律、法规规定的其他义务。

第二十四条 医师实施医疗、预防、保健措施，签署有关医学证明文件，必须亲自诊查、调查，并按照规定及时填写病历等医学文书，不得隐匿、伪造、篡改或者擅自销毁病历等医学文书及有关资料。

医师不得出具虚假医学证明文件以及与自己执业范围无关或者与执业类别不相符的医学证明文件。

第二十五条 医师在诊疗活动中应当向患者说明病情、医疗措施和其他需要告知的事项。需要实施手术、特殊检查、特殊治疗的，医师应当及时向患者具体说明医疗风险、替代医疗方案等情况，并取得其明确同意；不能或者不宜向患者说明的，应当向患者的近亲属说明，并取得其明确同意。

第二十六条 医师开展药物、医疗器械临床试验和其他医学临床研究应当符合国家有关规定，遵守医学伦理规范，依法通过伦理审查，取得书面知情同意。

第二十七条 对需要紧急救治的患者，医师应当采取紧急措施进行诊治，不得拒绝急救处置。

因抢救生命垂危的患者等紧急情况，不能取得患者或者其近亲属意见的，经医疗机构负责人或者授权的负责人批准，可以立即实施相应的医疗措施。

国家鼓励医师积极参与公共交通工具等公共场所急救服务；医师因自愿实施急救造成受助人损害的，不承担民事责任。

第二十八条 医师应当使用经依法批准或者备案的药品、消毒药剂、医疗器械，采用合法、合规、科学的诊疗方法。

除按照规范用于诊断治疗外，不得使用麻醉药品、医疗用毒性药品、精神药品、放射性药品等。

第二十九条 医师应当坚持安全有效、经济合理的用药原则，遵循药品临床应用指导原则、临床诊疗指南和药品说明书等合理用药。

在尚无有效或者更好治疗手段等特殊情况下，医师取得患者明确知情同意后，可以采用药品说明书中未明确但具有循证医学证据的药品用法实施治疗。医疗机构应当建立管理制度，对医师处方、用药医嘱的适宜性进行审核，严格规范医师用药行为。

第三十条 执业医师按照国家有关规定，经所在医疗卫生机构同意，可以通过互联网等信息技术提供部分常见病、慢性病复诊等适宜的医疗卫生服务。国家支持医疗卫生机构之间利用互联网等信息技术开展远程医疗合作。

第三十一条 医师不得利用职务之便，索要、非法收受财物或者牟取其他不正当利益；不得对患者实施不必要的检查、治疗。

第三十二条 遇有自然灾害、事故灾难、公共卫生事件和社会安全事件等严重威胁人民生命健康的突发事件时，县级以上人民政府卫生健康主管部门根据需要组织医师参与卫生应急处置和医疗救治，医师应当服从调遣。

第三十三条 在执业活动中有下列情形之一的，医师应当按照有关规定及时向所在医疗卫生机构或者有关部门、机构报告：

- (一) 发现传染病、突发不明原因疾病或者异常健康事件；
- (二) 发生或者发现医疗事故；
- (三) 发现可能与药品、医疗器械有关的不良反应或者不良事件；
- (四) 发现假药或者劣药；
- (五) 发现患者涉嫌伤害事件或者非正常死亡；
- (六) 法律、法规规定的其他情形。

第三十四条 执业助理医师应当在执业医师的指导下，在医疗卫生机构中按照注册的执业类别、执业范围执业。

在乡、民族乡、镇和村医疗卫生机构以及艰苦边远地区县级医疗卫生机构中执业的执业助理医师，可以根据医疗卫生服务情况和本人实践经验，独立从事一般的执业活动。

第三十五条 参加临床教学实践的医学生和尚未取得医师执业证书、在医疗卫生机构中参加医学专业工作实践的医学毕业生，应当在执业医师监督、指导下参与临床诊疗活动。医疗卫生机构应当为有关医学生、医学毕业生参与临床诊疗活动提供必要的条件。

第三十六条 有关行业组织、医疗卫生机构、医学院校应当加强对医师的医德医风教育。

医疗卫生机构应当建立健全医师岗位责任、内部监督、投诉处理等制度，加强对医师的管理。

第四章 培训和考核

第三十七条 国家制定医师培养规划，建立适应行业特点和社会需求的医师培养和供需平衡机制，统筹各类医学人才需求，加强全科、儿科、精神科、老年医学等紧缺专业人才培养。

国家采取措施，加强医教协同，完善医学院校教育、毕业后教育和继续教育体系。

国家通过多种途径，加强以全科医生为重点的基层医疗卫生人才培养和配备。

国家采取措施，完善中医西医相互学习的教育制度，培养高层次中西医结合人才和能够提供中西医结合服务的全科医生。

第三十八条 国家建立健全住院医师规范化培训制度，健全临床带教激励机制，保障住院医师培训期间待遇，严格培训过程管理和结业考核。

国家建立健全专科医师规范化培训制度，不断提高临床医师专科诊疗水平。

第三十九条 县级以上人民政府卫生健康主管部门和其他有关部门应当制定医师培训计划，采取多种形式对医师进行分级分类培训，为医师接受继续医学教育提供条件。

县级以上人民政府应当采取有力措施，优先保障基层、欠发达地区和民族地区的医疗卫生人员接受继续医学教育。

第四十条 医疗卫生机构应当合理调配人力资源，按照规定和计划保证本机构医师接受继续医学教育。

县级以上人民政府卫生健康主管部门应当有计划地组织协调县级以上医疗卫生机构对乡镇卫生院、村卫生室、社区卫生服务中心等基层医疗卫生机构中的医疗卫生人员开展培训，提高其医学专业技术能力和水平。

有关行业组织应当为医师接受继续医学教育提供服务和创造条件，加强继续医学教育的组织、管理。

第四十一条 国家在每年的医学专业招生计划和教育培训计划中，核定一定比例用于定向培养、委托培训，加强基层和艰苦边远地区医师队伍建设。

有关部门、医疗卫生机构与接受定向培养、委托培训的人员签订协议，约定相关待遇、服务年限、违约责任等事项，有关人员应当履行协议约定的义务。县级以上人民政府有关部门应当采取措施，加强履约管理。协议各方违反约定的，应当承担违约责任。

第四十二条 国家实行医师定期考核制度。

县级以上人民政府卫生健康主管部门或者其委托的医疗卫生机构、行业组织应当按照医师执业标准，对医师的业务水平、工作业绩和职业道德状况进行考核，考核周期为三年。对具有较长年限执业经历、无不良行为记录的医师，可以简化考核程序。

受委托的机构或者组织应当将医师考核结果报准予注册的卫生健康主管部门备案。

对考核不合格的医师，县级以上人民政府卫生健康主管部门应当责令其暂停执业活动三个月至六个月，并接受相关专业培训。暂停执业活动期满，再次进行考核，对考核合格的，允许其继续执业。

第四十三条 省级以上人民政府卫生健康主管部门负责指导、检查和监督医师考核工作。

第五章 保障措施

第四十四条 国家建立健全体现医师职业特点和技术劳动价值的人事、薪酬、职称、奖励制度。

对从事传染病防治、放射医学和精神卫生工作以及其他特殊岗位工作的医师，应当按照国家有关规定给予适当的津贴。津贴标准应当定期调整。

在基层和艰苦边远地区工作的医师，按照国家有关规定享受津贴、补贴政策，并在职称评定、职业发展、教育培训和表彰奖励等方面享受优惠待遇。

第四十五条 国家加强疾病预防控制人才队伍建设，建立适应现代化疾病预防控制体系的医师培养和使用机制。

疾病预防控制机构、二级以上医疗机构以及乡镇卫生院、社区卫生服务中心等基层医疗卫生机构应当配备一定数量的公共卫生医师，从事人群疾病及危害因素监测、风险评估研判、监测预警、流行病学调查、免疫规划管理、职业健康管理等公共卫生工作。医疗机构应当建立健全管理制度，严格执行院内感染防控措施。

国家建立公共卫生与临床医学相结合的人才培养机制，通过多种途径对临床医师进行疾病预防控制、突发公共卫生事件应对等方面业务培训，对公共卫生医师进行临床医学业务培训，完善医防结合和中西医协同防治的体制机制。

第四十六条 国家采取措施，统筹城乡资源，加强基层医疗卫生队伍和服务能力建设，对乡村医疗卫生人员建立县乡村上下贯通的职业发展机制，通过县管乡用、乡聘村用等方式，将乡村医疗卫生人员纳入县域医疗卫生人员管理。

执业医师晋升为副高级技术职称的，应当有累计一年以上在县级以下或者对口支援的医疗卫生机构提供医疗卫生服务的经历；晋升副高级技术职称后，在县级以下或者对口支援的医疗卫生机构提供医疗卫生服务，累计一年以上的，同等条件下优先晋升正高级技术职称。

国家采取措施，鼓励取得执业医师资格或者执业助理医师资格的人员依法开办村医疗卫生机构，或者在村医疗卫生机构提供医疗卫生服务。

第四十七条 国家鼓励在村医疗卫生机构中向村民提供预防、保健和一般医疗服务的乡村医生通过医学教育取得医学专业学历；鼓励符合条件的乡村医生参加医师资格考试，依法取得医师资格。

国家采取措施，通过信息化、智能化手段帮助乡村医生提高医学技术能力和水平，进一步完善对乡村医生的服务收入多渠道补助机制和养老等政策。

乡村医生的具体管理办法，由国务院制定。

第四十八条 医师有下列情形之一的，按照国家有关规定给予表彰、奖励：

- (一) 在执业活动中，医德高尚，事迹突出；
- (二) 在医学研究、教育中开拓创新，对医学专业技术有重大突破，做出显著贡献；
- (三) 遇有突发事件时，在预防预警、救死扶伤等工作中表现突出；
- (四) 长期在艰苦边远地区的县级以下医疗卫生机构努力工作；
- (五) 在疾病预防控制、健康促进工作中做出突出贡献；
- (六) 法律、法规规定的其他情形。

第四十九条 县级以上人民政府及其有关部门应当将医疗纠纷预防和处理工作纳入社会治安综合治理体系，加强医疗卫生机构及周边治安综合治理，维护医疗卫生机构良好的执业环境，有效防范和依法打击涉医违法犯罪行为，保护医患双方合法权益。

医疗卫生机构应当完善安全保卫措施，维护良好的医疗秩序，及时主动化解医疗纠纷，保障医师执业安全。

禁止任何组织或者个人阻碍医师依法执业，干扰医师正常工作、生活；禁止通过侮辱、诽谤、威胁、殴打等方式，侵犯医师的人格尊严、人身安全。

第五十条 医疗卫生机构应当为医师提供职业安全和卫生防护用品，并采取有效的卫生防护和医疗保健措施。

医师受到事故伤害或者在职业活动中因接触有毒、有害因素而引起疾病、死亡的，依照有关法律、行政法规的规定享受工伤保险待遇。

第五十一条 医疗卫生机构应当为医师合理安排工作时间，落实带薪休假制度，定期开展健康检查。

第五十二条 国家建立完善医疗风险分担机制。医疗机构应当参加医疗责任保险或者建立、参加医疗风险基金。鼓励患者参加医疗意外保险。

第五十三条 新闻媒体应当开展医疗卫生法律、法规和医疗卫生知识的公益宣传，弘扬医师先进事迹，引导公众尊重医师、理性对待医疗卫生风险。

第六章 法律责任

第五十四条 在医师资格考试中有违反考试纪律等行为，情节严重的，一年至三年内禁止参加医师资格考试。以不正当手段取得医师资格证书或者医师执业证书的，由发给证书的卫生健康主管部门予以撤销，三年内不予受理其相应申请。

伪造、变造、买卖、出租、出借医师执业证书的，由县级以上人民政府卫生健康主管部门责令改正，没收违法所得，并处违法所得二倍以上五倍以下的罚款，违法所得不足一万元的，按一万元计算；情节严重的，吊销医师执业证书。

第五十五条 违反本法规定，医师在执业活动中有下列行为之一的，由县级以上人民政府卫生健康主管部门责令改正，给予警告；情节严重的，责令暂停六个月以上一年以下执业活动直至吊销医师执业证书：

（一）在提供医疗卫生服务或者开展医学临床研究中，未按照规定履行告知义务或者取得知情同意；

（二）对需要紧急救治的患者，拒绝急救处置，或者由于不负责任延误诊治；

（三）遇有自然灾害、事故灾难、公共卫生事件和社会安全事件等严重威胁人民生命健康的突发事件时，不服从卫生健康主管部门调遣；

（四）未按照规定报告有关情形；

（五）违反法律、法规、规章或者执业规范，造成医疗事故或者其他严重后果。

第五十六条 违反本法规定，医师在执业活动中有下列行为之一的，由县级以上人民政府卫生健康主管部门责令改正，给予警告，没收违法所得，并处一万元以上三万元以下的罚款；情节严重的，责令暂停六个月以上一年以下执业活动直至吊销医师执业证书：

（一）泄露患者隐私或者个人信息；

（二）出具虚假医学证明文件，或者未经亲自诊查、调查，签署诊断、治疗、流行病学等证明文件或者有关出生、死亡等证明文件；

（三）隐匿、伪造、篡改或者擅自销毁病历等医学文书及有关资料；

（四）未按照规定使用麻醉药品、医疗用毒性药品、精神药品、放射性药品等；

（五）利用职务之便，索要、非法收受财物或者牟取其他不正当利益，或者违反诊疗规范，对患者实施不必要的检查、治疗造成不良后果；

（六）开展禁止类医疗技术临床应用。

第五十七条 违反本法规定，医师未按照注册的执业地点、执业类别、执业范围执业的，由县级以上人民政府卫生健康主管部门或者中医药主管部门责令改正，给予警告，没收违法所得，并处一万元以上三万元以下的罚款；情节严重的，责令暂停六个月以上一年以下执业活动直至吊销医师执业证书。

第五十八条 严重违反医师职业道德、医学伦理规范，造成恶劣社会影响的，由省级以上人民政府卫生健康主管部门吊销医师执业证书或者责令停止非法执业活动，五年直至终身禁止从事医疗卫生服务或者医学临床研究。

第五十九条 违反本法规定，非医师行医的，由县级以上人民政府卫生健康主管部门责令停止非法执业活动，没收违法所得和药品、医疗器械，并处违法所得二倍以上十倍以下的罚款，违法所得不足一万元的，按一万元计算。

第六十条 违反本法规定，阻碍医师依法执业，干扰医师正常工作、生活，或者通过侮辱、诽谤、威胁、殴打等方式，侵犯医师人格尊严、人身安全，构成违反治安管理行为的，依法给予治安管理处罚。

第六十一条 违反本法规定，医疗卫生机构未履行报告职责，造成严重后果的，由县级以上人民政府卫生健康主管部门给予警告，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予处分。

第六十二条 违反本法规定，卫生健康主管部门和其他有关部门工作人员或者医疗卫生机构工作人员弄虚作假、滥用职权、玩忽职守、徇私舞弊的，依法给予处分。

第六十三条 违反本法规定，构成犯罪的，依法追究刑事责任；造成人身、财产损害的，依法承担民事责任。

第七章 附则

第六十四条 国家采取措施，鼓励具有中等专业学校医学专业学历的人员通过参加更高层次学历教育等方式，提高医学技术能力和水平。

在本法施行前以及在本法施行后一定期限内取得中等专业学校相关医学专业学历的人员，可以参加医师资格考试。具体办法由国务院卫生健康主管部门会同国务院教育、中医药等有关部门制定。

第六十五条 中国人民解放军和中国人民武装警察部队执行本法的具体办法，由国务院、中央军事委员会依据本法制定。

第六十六条 境外人员参加医师资格考试、申请注册、执业或者从事临床示教、临床研究、临床学术交流等活动的具体管理办法，由国务院卫生健康主管部门制定。

第六十七条 本法自 2022 年 3 月 1 日起施行。《中华人民共和国执业医师法》同时废止。